

## 第四次長野市スポーツ推進計画策定支援業務委託 仕様書

### 1 業務名

第四次長野市スポーツ推進計画策定業務委託

### 2 業務の目的

長野市では、第五次長野市総合計画後期基本計画の個別計画として、「第三次長野市スポーツ推進計画（令和4～8年度）（以下、現行計画）」を策定し、「スポーツを軸としたまちづくり」を推進している。さらに、「ホームタウンNAGANOまちづくり連携推進ビジョン（令和4～8年度）（以下、現行ビジョン）」を策定し、現行計画と整合を取りながら、長野市をホームタウンに活動する地域密着型プロスポーツチームと連携し、事業に取り組んでいる。

目まぐるしい社会情勢の変化、少子高齢化やインフラの老朽化をはじめとした、長野市における様々な課題が深刻化する中で、スポーツ振興を一層推進し、地域課題の解決や経済の活性化を図るため、より中長期的かつ戦略的にスポーツ事業に取り組む必要がある。

本業務は、現行計画の実施状況および成果から見えた課題や、社会情勢や長野市の現況に照らした新たな視点、市民意見等を踏まえ、第四次長野市スポーツ推進計画（以下、本計画）を策定し、長野市における今後のスポーツ推進の方向性や施策の決定を行うことを目的とする。

なお、長野市のスポーツ振興において重要な要素となる、ホームタウン連携事業をより推進し、計画本体との関係性を明確に表現するため、別々に策定している長野市スポーツ推進計画とホームタウンNAGANOまちづくり連携推進ビジョンを、本計画では統一するものとする。

### 3 業務履行期間

契約を締結した日から令和9年3月31日までとする。

### 4 業務の内容

#### (1) 打ち合わせの実施

受託者は、業務を実施するに当たり、長野市との緊密な連携を図るとともに、業務の実施内容や進捗状況の共有のため、定期的に打合せを実施するものとする。なお、打合せ日程や打合せ方法（オンラインを含む）等については双方協議のうえ決定するが、見積りにおいては、打合せ回数を年10回、内5回をリモートで実施することを見込むこと。

#### (2) 社会潮流および関連計画の整理

##### ① スポーツ推進施策の動向整理

国・県におけるスポーツ推進施策の潮流や制度等の動向について、長野市の課題等を踏まえ、整理・分析を行う。

##### ② 長野市における関連計画の整理

これまでに長野市が実施した調査委託の成果物から、本計画に有効と思われる要素を抽出するとともに、スポーツ振興に関する長野市の計画等において、本計画で整合を図るべ

き施策を整理する。

(3) 長野市のスポーツを取り巻く基礎データの整理（基礎調査）

地区ごとの人口分布、スポーツ施設の分布、各種統計資料などから、長野市のスポーツを取り巻く状況を整理する。なお、その際に令和7年度に実施した「長野市 スポーツに関するアンケート」の結果を活用する。

(4) 現行計画および現行ビジョンの評価検証

現行計画および現行ビジョンに掲げた施策、事業の実施状況、実施における効果や課題点を収集する。また、関係課や各チームから計画に定めた指標の収集やヒアリングを行い、施策、事業の進捗状況、達成状況等の評価検証を行う。なお、ヒアリングを実施する際は長野市も同席するものとする。

(5) 長野市スポーツ推進審議会および庁内検討委員会の運営支援

令和8年度スポーツ推進審議会および庁内検討委員会におけるプロセスを設計するとともに、審議資料の作成、審議結果の取りまとめ等に関する支援を行う。見積りにおいては、スポーツ推進審議会は年5回、庁内検討委員会は年3回の開催を見込むこと。

(6) 計画策定支援

① 現状課題の総括

(2)～(4)の結果から、長野市のスポーツ推進における、現状と課題を総合的に取りまとめる。

② スポーツ推進の基本理念の検討・提案

①の現状課題の総括から長野市が目指すべき目標や方向性等を提案し、スポーツ課と協議を行い素案としてまとめる。その素案を基に(5)での審議、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえ、令和9年度からの5年間で長野市が目指すスポーツ推進の基本理念を導出する。

③ 施策体系の検討・提案

スポーツ推進の基本理念を実現するため、体系を分かりやすく、且つ効果的な施策の実践に繋がるよう、目標値や事業案を検討・提案する。

④ 計画書作成

①～③を第四次スポーツ推進計画として取りまとめる。

5 成果品

受託者は、下記の電子データを作成し、成果品として納品する。

(1) 第四次長野市スポーツ推進計画 1式

## 6 委託料

4, 800千円（消費税および地方消費税を含む。）

## 7 業務履行に当たっての留意事項

### (1) 実施状況の報告

受託者は、仕様書に定める成果品以外にも、長野市から請求があったときは、業務進捗の中間報告や資料提出を行うものとする。

### (2) 再委託の禁止

ア 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ 仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ウ 受託者は、前2号の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

### (3) 公契約等基本条例に関する事項

ア 受託者は、長野市公契約等基本条例の内容について、業務従事者等へ周知するとともに、事務所等へポスターを掲示しなければならない。

イ 業務の一部を下請負事業者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結しなければならない。

### (4) 守秘義務

ア 受託者は、本事業の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託事業終了後も同様とする。

イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、市の承諾を得た場合は、この限りではない。

### (5) 著作権の取扱い

ア 本業務により新たに発生した著作権は、長野市に帰属するものとし、長野市は、受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、長野市は、権利留保物についての当該権利を独占的に使用できることとする。

イ 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著

作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを公契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

(6) 肖像権に関する事項

受託者は、本事業の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

8 その他

本仕様書に記載のない事項、業務内容に関する疑義が生じた場合には、長野市と受託者との協議の上、決定することとする。